

木更津市議会議員政治倫理条例

地方分権が進行する中で、木更津市議会は、市民から信頼される議会を目指して、そのあり方を検討し、多くの改革を実行してきた。

また、市民参加を基礎とした議会づくりは、議員に対する市民のゆるぎない信頼があって初めて実現できるものである。そのためには議員が公職としての高い倫理観と良識を持ち、議会の権威と品位を重んじるとともに、その秩序を保持し、市民からの信頼を得なければならない。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、木更津市議会基本条例に基づき、議会の総意をもって木更津市議会議員政治倫理条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である木更津市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、常に良心に従って、誠実かつ公平にその職務を遂行し、自己の地位による影響を不正に行行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、その使命の達成に努めるものとする。

2 議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑をもたれ、政治的又は道義的な批判を受けたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするものとする。

3 議員は、本条例の趣旨を理解し、適切な運用に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、自らが市政の主権者として公共の利益を実現する市政の担い手であるとの自覚を持ち、積極的に市政に関わるものとする。

2 市民は、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行行使させる働きかけを行ってはならない。

(市長等の責務)

第4条 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、議員が政治倫理基準に違反していると認識した場合は、議長に対し報告しなければならない。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守するものとする。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益追求をその指針として行動し、その地位を利用していかなる金品等も授受しないこと。
- (3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という）が行う許可、認可、指定等又は請負その他の契約に関し、特定の者への有利又は不利な取扱いをしないこと。
- (4) 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市等の職員の採用、昇格若しくは人事異動に関し、特定の個人を推薦し、若しくは紹介する等これらの人事に介入しないこと。
- (6) その権限又は地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (7) 公正な議員活動を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
- (8) 飲食物の供与等社会通念上疑念をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (9) 公費から支弁された物品の使用に当たっては、その目的に従って、常に適正に行うこと。

(宣誓書の提出義務)

第6条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員となった日から1月以内に、宣誓書を議長に提出するものとする。

(議員の要請に対する記録)

第7条 議長は、議員が行う市長等の職員に対する要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

(就業等の報告義務)

第8条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（市が資本金を出資している団体を除く。以下「法人等」という。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告するものとする。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とす

る。

- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金を受け、又は受けようとする法人等
(審査の請求)

第9条 議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員6名以上の連署をもって、その代表者（以下「議員による審査請求の代表者」という。）から議長に対し、審査を請求することができる。

2 議員の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「市民による審査請求の代表者」という。）から議長に対し、審査を請求することができる。この場合において、連署に係る署名は、当該審査を請求した日前1月以内に行われたものでなければならない。

3 前2項の規定による審査の請求をしようとする者は、審査請求書に政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない。

4 議長は、市民による審査請求の代表者から前項の規定による審査請求があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に署名した者が選挙人登録名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。この場合において、選挙管理委員会は、確認の求めがあった日から20日以内に審査を行い、署名の効力を確認し、その結果を議長に報告するものとする。

5 議長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていると認めたときは、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

6 議長は、第4項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

(審査等の適否)

第10条 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

2 審査の請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会に所属

する議員のときは、その審査に加わることができない。

3 議会運営委員会は、第1項の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告するものとする。

4 議長は、前項の審査結果を議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者（以下「代表者」という。）に通知するものとする。

（審査会の設置）

第11条 議長は、前条に規定する審査の結果、審査請求を適当と認めるときは、これを審査するため、木更津市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 審査会の委員は8人とし、議長が議員の中から公正を期して選任する。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は会議を招集し、及び主宰し、副委員長は委員長に事故あるときに委員長の職務を行う。

5 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 委員の任期は、次条第5項の規定による審査結果を議長に報告した日までとする。

（審査会の審査）

第12条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準の違反の行為の存否等について審査する。

2 審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、審査対象議員その他の者から意見若しくは事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

3 審査対象議員は、審査会に対し必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べることができる。

4 審査会は、審査対象議員から審査会において弁明したい旨求められたときは、その機会を保障しなければならない。

5 審査会は、第1項の規定により審査の付託があったときは、その日から起算して60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。

6 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 前項の規定にかかわらず、審査会は、審査対象議員につき、政治倫理基準に違反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認める場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、出席自粛

の勧告その他の勧告を審査結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の多数によりこれを決定しなければならない。

8 審査会の会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(審査会の記録等)

第13条 審査会は、審査を終了したときは、審査会の記録を作成するものとする。

2 前項の審査会の記録は、議長に提出する。

3 審査会は、審査の結果、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、必要な措置を講ずるよう議長に求めるものとする。

(守秘義務)

第14条 審査会の委員及び議会運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

(審査結果の通知及び公表)

第15条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その審査結果を議会運営委員会において報告するものとする。

2 議長は、前項の報告を終えたときは、代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査結果を通知し、その概要を公表するものとする。この場合において、審査対象議員から次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

3 審査対象議員は、前項の通知があった日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

(審査結果の措置)

第16条 議長は、審査会から報告を受けた審査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するために、必要な措置を講ずるものとする。

(刑確定後の措置)

第17条 議員が、有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議員辞職の勧告等必要な措置を講ずるものとする。

(市との請負契約等に関する遵守事項)

第18条 議員の配偶者、2親等以内若しくは同居の親族又は議員が役員をしている法人等若しくは議員が実質的に経営に携わる法人等は、市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約の締結を行わないよう努めるものとする。

2 議員は、市から直接活動又は運営に対する補助若しくは助成を受けている団体の代表者に就任しないよう努めるものとする。

(議長職務の代行)

第19条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは議会運営委員会委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 第9条及び第17条の規定は、この条例の施行の日以後になされた行為に適用する。